

令和3年11月19日

総務企画常任委員協議会会議概要

委員長 大 矢 保

副委員長 山 崎 翔 一

1 開催日時 令和3年11月19日（金曜日）午後1時29分～午後1時45分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 報告事項

(1) 令和3年第4回定例会提出予定案件

- ①青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- ②専決処分の報告について（青森市立小柳小学校屋外教育環境整備工事）
- ③青森市国民健康保険条例及び青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○出席委員

委員長	大矢保	委員	山脇智
副委員長	山崎翔一	委員	木下靖
委員	軽米智雅子	委員	丸野達夫
委員	万徳なお子	委員	渋谷勲
委員	秋村光男		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	舘山新	選挙管理委員会事務局長	山谷直大
総務部理事	成田智	監査委員事務局長	太田綾子
企画部長	織田知裕	総務部次長	佐藤秀彦
企画部理事	佐々木淳	総務部参事	三上智幸
税務部長	川村敬貴	税務部次長	工藤哲也
浪岡振興部長	三浦大延	総務課長	竹内巧
会計管理者	柿崎哲男	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	木村結衣	議事調査課主事	柿崎良輔
議事調査課主事	笹田貴子		

○大矢保委員長 時間になりましたので、ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。

案件に入る前に、私から皆様に報告いたします。

本委員会に所属していた藤田誠委員から、令和3年11月2日付で議長に対し、民生環境常任委員会への所属変更の申出があり、同日付で変更されましたので、報告いたします。また、文教経済常任委員会に所属していた山脇智委員から、令和3年11月2日付で議長に対し、本委員会への所属変更の申出があり、同日付で変更されたので、報告いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、令和3年第4回定例会提出予定案件について報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とならないようお願いを申し上げます。

初めに、「青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」総務部長から報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 令和3年第4回定例会に提出を予定しております青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

まず、「1 概要」につきましては、人事院及び青森県人事委員会による給与改定に係る勧告を勘案して、職員の期末手当の支給月数の改定を行うため、関係条例を改正しようとするものであります。

「2 改正対象条例」は、資料記載のとおり、青森市職員の給与に関する条例を含め、全部で4本となります。

「3 主な改正内容」であります。期末手当の支給月数の改定であります。民間の支給割合に見合うよう、一般職員、再任用職員、任期付研究員、任期付職員、特別職及び市議会議員の期末手当の年間の支給月数を、それぞれ0.05月引き下げようとするものであります。支給月は6月と12月であります。令和3年度は、年間の引下げ分0.05月を12月支給分で、令和4年度以降につきましては、年間の支給分を6月と12月との支給分に均等になるよう改正することとしております。

次に、資料の2ページを御覧ください。

「4 施行期日」であります。令和3年度に係る改正は公布の日から、令和4年度以降に係る改正は令和4年4月1日から施行することとしております。

説明は以上となります。

○大矢保委員長 ただいまの説明について御質疑ありますか。万徳委員。

○万徳なお子委員 このたび、令和4年度以降の分も併せて提案されているんですが、手続上、令和4年度のほうは遅らせるということはできないのでしょうか。

○大矢保委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの御質疑ですけれども、令和4年度以降を遅らせることはできないのかとのお尋ねですけれども、それは、条例上のテクニックの話にな

りますが、テクニック上は可能かと思えます。ただ、今回の条例の改正につきましては、今後の部分ということでの提案となっておりますので、御理解願いたいと思えます。

〔万徳なお子委員「可能だということが分かりました」と呼ぶ〕

○大矢保委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければこれにて終了いたします。

次に、「専決処分の報告について（青森市立小柳小学校屋外教育環境整備工事）」について報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 専決処分の報告について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

このたび、令和3年第2回定例会において御議決をいただきました青森市立小柳小学校屋外教育環境整備工事について、変更契約の締結に係る専決処分をさせていただきますので、御報告申し上げます。

なお、これにつきましては、前回10月の総務企画常任委員協議会において、専決処分をさせていただき予定である旨、あらかじめ御報告していた案件であります。

「2 変更内容」であります。敷地西側境界沿いにコンクリート塀を設置するため地盤を掘削したところ、コンクリート製水路が埋設されていることが判明したことから、コンクリート土留めの設置に変更すること、また、西側境界沿いに植栽する計画であった樹木についても、同様に埋設されている水路が支障となることから、植栽を取りやめることとするため工事費が減額となり、変更契約を行ったものであります。

変更内容の内訳につきましては、資料別紙を御覧ください。

減額の内容や金額については記載のとおりとなっております。各項目の変更金額を合計した424万1068円が減額となったものであります。

資料の1枚目に戻っていただき、「3 変更契約額」についてですが、今回の変更により減額となります金額は、ただいま資料別紙で御説明申し上げましたとおり424万1068円で、変更前の契約金額1億5953万9068円の2.66%減となります。

これは、市長において専決処分にする事項として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会からあらかじめ指定をいただいております。変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものでありますことから、

「4 専決処分日」に記載のとおり、令和3年11月2日、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分により、変更契約の締結をさせていただいたところであり、同条第2項の規定に基づき、令和3年第4回定例会に報告することとしております。

説明は以上となります。

○大矢保委員長 ただいまの説明について、御質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 ないようですので、次に進みます。

次に、「青森市国民健康保険条例及び青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」税務部長より報告を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 令和3年第4回定例会に提出を予定しております青森市国民健康保険条例及び青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、市民病院所管の内容も含まれておりますので、まとめて御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

まず、「1 制定理由」について御説明申し上げます。

国民健康保険の被保険者が出産したときは、出産に要する経済的負担を軽減するために出産育児一時金と、分娩に関連して発症した重度脳性まひ児とその家族の経済的負担を補償する制度である産科医療補償制度の掛金相当額を支給しているところであります。

このうち、産科医療補償制度の掛金につきましては、令和4年1月1日から、現在の1分娩当たり1万6000円から1万2000円に引き下げる見直しが行われましたが、一方で、出産にかかる費用は年々増加していることを踏まえ、令和2年12月23日の国の社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金等の支給総額については42万円を維持するという方針が決定されたところであります。

このことから、令和3年8月4日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和4年1月1日から、出産育児一時金の支給額を40万4000円から、産科医療補償制度の掛金減額分に相当する4000円を引き上げ40万8000円とされたため、青森市国民健康保険条例の一部を改正し、出産育児一時金の支給額を改めようとするものであります。また、産科医療補償制度の見直しに伴い、この制度に加入する分娩機関である青森市民病院における分娩料のうち、産科医療補償制度に係る負担額についての規定を改正するため、青森市病院料金及び手数料条例の一部改正を行うものであります。

次に、「2 改正項目」を御覧ください。

青森市国民健康保険条例については、出産育児一時金の支給額について規定しております同条例第7条第1項中の「40万4000円」を「40万8000円」に改めるものであります。

この改正に伴う出産育児一時金等の支給総額は42万円となり、これまでの支給総額と変更はありません。

なお、本条例の制定後、青森市国民健康保険条例施行規則を改正し、産科医療補償制度掛金相当額であります加算額を1万6000円から1万2000円とすることとしております。

続いて、青森市病院料金及び手数料条例については、分娩料中、産科医療補償制度に係る負担額について規定しております同条例別表（第2条関係）の「単体分べん16,000円、多胎分べん16,000円に胎児数を乗じて得た額」を「産科医療補償制度に係る1分べん当たりの掛金に相当する額に胎児数を乗じて得た額」に改めるものであります。

なお、本条例の施行期日は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行期日及び産科医療補償制度の改定の適用日と同日の令和4年1月1日からとしております。

説明は以上でございます。

○大矢保委員長 ただいまの説明について——万徳委員。

○万徳なお子委員 説明になかったと思うんですが、ちょっと聞き漏らしたら申し訳ありません。「産科医療補償制度に加入している医療機関等」というのは、加入していない医療機関もあるということなんですか。

○大矢保委員長 税部部長。

○川村敬貴税務部長 全国の中には加入していない医療機関もありますけれども、青森市内は、青森市民病院、県立中央病院、そのほか私立の医療機関4機関、計6機関がありまして、それらの全ての医療機関は加入しております。

以上でございます。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 基礎的なところをちょっと確認します。

支給総額は変わらないということなので、支給される側に見れば、実質的に4000円増えるという理解でよろしいんですか。

○大矢保委員長 税部部長。

○川村敬貴税務部長 分娩費そのものは、医療機関によって様々異なりまして、全国の分娩費の平均は、実は42万円を上回っているところもありまして、45万円から48万円というところもありますけれども、青森市内の医療機関で分娩した際の費用は42万円以下となっております。その際、42万円に達しない場合については、42万円までのその差額について、御本人の請求によって、保険者である青森市が支払いするということになりますので、相対としては42万円というのは変わりません。

なので、4000円分そのまま得るかどうかなどというのは、医療機関によってちょっと異なるので一概には言えませんけれども、実質、4000円分が下がっているの、その分は、個人にとっては増えるという形になるかと思えます。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 今の話だと、総支給額が42万円ではあるんだけど、そこから産科医療補償制度の掛金、それは請求が来るので支給された側で払うんだけど、仮にその分娩費用が——ここで言えば、1万2000円を引いた後は40万8000円な

んだけれども、仮にその分娩費用が 42 万円だったとすると、その差額も市で負担するということですか。

○大矢保委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 産科医療費の掛金の分と、実際に分娩にかかって医療機関から請求される分については、市が直接、医療機関にお支払いすることになります。

実際に、掛金相当額と、分娩にかかった費用の総額が 42 万円を下回る場合は、その差額について、御本人の請求で、市が御本人にお支払いすることになりますけれども、42 万円を上回る場合、これは例えば祝い膳ですとか個別の個室を利用して若干費用が高くなるという場合もありますけれども、その 42 万円を上回る場合は、御本人の御負担ということになります。

以上でございます。

[木下靖委員「はい、分かりました」と呼ぶ]

○大矢保委員長 そのほか、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、質疑はこれにて終了したいと思います。

この際、ほかに理事者側から、報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 また、委員の皆さんからも、御意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 ないようですので、以上をもって、本日の案件は全て終了しましたので、これにて本日の協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

(会 議 終 了)